

郡山市すこやか子育て寄附金受領等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、すこやか子育て基金事業の実施に当たり、当該事業に係る寄附金制度の周知方法等を定め、寄附の協力を得やすい環境を整備するとともに、寄附金の受領等に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(周知の方法)

第2条 このすこやか子育て基金事業に係る寄附金の募集の方法は、次に掲げる方法で広く周知するものとする。

- (1) 市ウェブサイト等を利用したインターネットによる方法
- (2) 市広報紙による方法
- (3) 窓口での周知パンフレットの配布による方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか寄附金の周知につながると認められる適当な方法

(寄附金の申込受付)

第3条 寄附金の申し込みは、寄附の申込をしようとする者(以下「寄附申込者」という。)から「郡山市すこやか子育て寄附金」寄附申込書(第1号様式)を受領することにより、受け付けるものとする。ただし、電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行った寄附の申し込みについては、この限りでない。

2 前項の申込書の受付方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参等によるものとする。

(寄附金の収納)

第4条 寄附金は、原則として前条の規定による申し込みの方法によるものとする。ただし、当該申し込みによらず、寄附金の納付があった場合においても、寄附金として収納することができる。

(寄附金の納付方法)

第5条 寄附申込者が寄附金を納付しようとする場合は、次のいずれかの方法により寄附金を納付することができる。

- (1) 寄附金口座への振込納付
- (2) 納付書による納付
- (3) ゆうちょ銀行払込取扱票による納付
- (4) 現金による納付

(納入通知書の発行)

第6条 第5条第2号の方法で納付を希望する寄附申込者には、納入通知書を発行するものとする。

(ゆうちょ銀行払込取扱票の発行)

第7条 第5条第3号の方法で納付を希望する寄附申込者には、ゆうちょ銀行払込取扱票を発行するものとする。

(受領書等の発行)

第8条 次の各号に定める方法による寄附金の納付は、それぞれ当該各号に定めるところにより受領書等を発行する。

(1) 第5条第1号による方法 市長は、寄附申込者からの寄附金の納付が確認できたときは、受領証明書(第2号様式)を発行する。

(2) 第5条第4号による方法 出納員等は、寄附金の受領と引換えに、領収証書を発行する。

2 市長は、寄附者から亡失等により受領書等の再発行の申し出があった場合には、受領証明書を発行する。

(寄附金管理台帳への記帳)

第9条 寄附金を収納したときは、速やかに寄附申込書と照合の上、寄附金管理台帳(第3号様式)に、寄附者名、寄附金額等を記帳するものとする。

(寄附金の収納)

第10条 寄附金を収納したときは、すこやか子育て基金に積立をするものとする。

(寄附金の返還)

第11条 収納された寄附金は、返還しない。

(寄附者の公表)

第12条 寄附をした者の公表は、寄附金の申込時に寄附申込者の意向を確認した上で、ウェブサイト等において氏名等を公表することにより行うものとする。

(基金事業実施の周知)

第13条 すこやか子育て基金を活用し実施した事業については、ウェブサイト等でその内容を広く周知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

「郡山市すこやか子育て寄附金」寄附申込書

年 月 日

郡 山 市 長

次のとおり郡山市に寄附をしたいので申し込みます。

寄 附 者	住 所	〒 -----
	フリガナ	
	氏 名	-----
	電話番号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	
寄 附 金 額		円
寄附金の納付方法 (右記から1つ選択し、 ○を付けてください。)	<input type="checkbox"/>	寄附金口座への振込納付（※1）
	<input type="checkbox"/>	納付書による納付（※2） 申込書を受理後、納付書を送付します。
	<input type="checkbox"/>	ゆうちょ銀行払込取扱票による納付（※3） 申込書を受理後、払込取扱票を送付します。
	<input type="checkbox"/>	現金納付
ホームページ等での氏名等の公表について	<p>原則として、ウェブサイト・広報誌等で、氏名等を公表させていただきますが、希望されない場合は□にレ印をお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名・住所の公表を希望しない。</p>	

- ※1 東邦銀行の本支店窓口からの振込及びダイレクトバンキング利用の場合については、振込手数料が免除されます。
- ※2 郡山市指定及び収納代理金融機関窓口から納付書により納付していただきますと、振込手数料が無料になります。
- ※3 ゆうちょ銀行の本支店窓口及びATMからの振込手数料が無料になります。
- ※4 一旦郡山市で収納した寄附金については、返還できません。

第2号様式（第8条関係）

「郡山市すこやか子育て寄附金」受領証明書

郡証第 年 月 日 号	
様	
郡山市長 印	
年 月 日付で申込のあった寄附については、次のとおり受領いたしました。	
寄附受付番号	
寄附金額	円
寄附金受領日	年 月 日
備考	

- ※1 この寄附金受領証明書は、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び同法第314条の7に規定する寄附金を証するものです。
- ※2 所得税及び住民税の寄附金控除の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」、金融機関で発行された「納入通知書兼領収証書」又はゆうちょ銀行で発行された「振替払込請求書兼受領証」のいずれかを添付して申告する必要があります。
- ※3 所得税及び住民税の両方の控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。
- ※4 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の控除の適用のみ受ける場合は、寄附金を納入された翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

